

(11) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成29年1月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を9割とし、県は、人身損害に対する損害賠償金38,890円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成28年8月20日

(2) 事故発生場所

鳥取市弥生町地内

(3) 事故の状況

鳥取県鳥取警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、停車していた道路脇から車両を発進した際、右方の安全確認が不十分であったため、和解の相手方と接触し、同人が負傷したものである。